

日野市「週休2日促進工事(試行)」実施要領(営繕)

1. 目的

この要領は、日野市の発注する営繕工事において、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日促進工事」の労務費補正等の必要な事項を定め、週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1)週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)を行ったと認められる状態をいう。

(2)対象期間

現場着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完了日までの期間をいう。

なお、年末年始 6 日間(12 月 29 日～1 月 3 日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3)週休日

現場閉所又は現場休息を行う日をいう。

(4)現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場及び現場事務所での作業が無く、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5)現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通して現場及び現場事務所での作業が無い状態をいう。

(6)4週8休以上

対象期間内の現場閉所の日数の割合又は現場休息の日数の割合(以下「現場休息率」という。)が、28.5% (8 日/28 日) 以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3. 対象工事

下記を除いた営繕工事のうち、市の指定するものとする。

(1) 単価契約工事

(2) 対象期間が 30 日未満の工事

(3) 130 万円以下の少額工事

4. 週休日の設定

原則として日野市の休日定める条例(平成元年4月1日条例第 10 号)第1条第1項に規定する休日に現場閉所を行うことで週休2日の確保に取り組むこととする。ただし、工事着手時に、受発注者間の協議により、土日以外の曜日に週休日を任意に設定し、現場閉所(現場休息)を行うことで週休2日に取り組むこともできる。

週休日以外の日現場閉所(現場休息)が必要となった場合、週休日に振り替えて、現場作業を行うことができるものとする。また、受発注者間の協議により週休日に現場作業をする場合は、週休日以外の日現場閉所(現場休息)を行うこととする。

5. 積算方法等

(1)補正方法

工事主管課の用いる積算基準を所管する東京都各局が定める週休2日制工事に係る要領等における補正係数を準用し経費の補正を行う。

(2)積算及び変更方法

4週8休以上を前提に、(1)により経費を補正した工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、工事契約約款第 24 条の規定に基づき請負代金額のうち経費補正分を減額変更する。

6. 入札条件等

対象工事である旨等の明示は、案件公表時の記載及び工事特記仕様書に記載する。

7. 現場閉所(現場休息)の確認方法等

(1) 現場着手前

- ①監督員は、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ②監督員は、「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などを対象外とする期間を、受注者との協議により決定する。
- ③分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。

(2) 現場着手後

- ①監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、現場閉所(現場休息)の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ②監督員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数を確認する。
- ③受注者は、監督員による現場閉所(現場休息)の実施状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所(現場休息)の日を記載し、監督員に提出する。

8. 留意事項

- (1)現場閉所(現場休息)の実施状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- (2)監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)の日に作業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

- (3)監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間や概成工期を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。また、受注者は、他業種への工期のしわ寄せが生じないよう、概成工期を考慮したうえで実施工程表を作成すること。
- (4)工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- (5)監督員は、統括安全衛生責任者等を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者等を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。
- (6)週休2日促進工事の見える化として、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い、現場事務所の入り口、作業員詰所等に明示する。
- (7)全体工期のしわ寄せがないよう、関連工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。特に新築・改築・増築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考にする。
- (8)工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う「週休2日制促進工事」である」旨が明記してあることを、施工体制台帳等(下請との契約書の写し、下請契約の見積書等)により監督員が確認する。

附則

この要領は、令和7年4月1日以降に契約する案件に適用する。